

# 白山市土地開発指導要綱

平成17年2月1日

告示第203号

## 目次

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 適用範囲
- 第4条 土地開発者の責務
- 第5条 公共又は公益施設の帰属及び管理引継ぎ
- 第6条 土地開発事前協議
- 第7条 告示遵守の義務
- 第8条 その他

## 附則

## 別表

### 技術基準等

- 第1 土地開発総則
- 第2 道路
- 第3 公園
- 第4 雨水排水
- 第5 給水施設
- 第6 下水道
- 第7 農業用施設
- 第8 廃棄物集積所
- 第9 消防施設
- 第10 住区の構成
- 第11 駐車場
- 第12 地区計画
- 様式第1号 土地開発事前協議書
- 様式第2号 土地開発事前協議指示書

## 別図

### 道路整備標準図

## 資料

### 白山市小規模開発雨水排水協議基準

(目的)

第1条 この告示は、本市において行われる土地開発について、法令等を遵守するとともに一定の基準を定めてこれを指導し、無秩序な土地開発を防止するとともに、公共施設等の整備改善を図り、安全で快適な環境の整備及び健康でやすらぎを実感できるまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、関係法令の定めるところによる。

- (1) 土地開発 建築物の建築、特定工作物の建設及びその他の用（駐車場、資材置場等）に供する目的で行うもので、営農上以外による土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 特定工作物 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第11項に規定する工作物をいう。
- (3) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、公共下水道、コミュニティプラント、集落排水施設、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設等で公共の用に供する施設をいう。
- (4) 公益施設 教育施設、保健・福祉施設、医療施設、上水道、簡易水道、飲料水供給施設、小規模給水施設、専用水道、簡易専用水道、工業用水道等市民の共同の福祉又は利便のために供する施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この告示は、法第5条第1項に規定する都市計画区域内において行う土地開発及び都市計画区域外において行う開発区域の面積が1,000平方メートル以上又は住宅戸数3戸以上の土地開発について適用する。

(土地開発者の責務)

第4条 土地開発者は、土地開発区域及びその周辺における国、県又は市の公共事業計画に適合させるとともに、当該土地開発計画を別表の技術基準等により整備するほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土地開発者は、土地開発区域周辺に及ぼす影響を考慮し、あらかじめ土地開発計画の内容を利害関係人（工事中の騒音等に係る利害関係人を含む。）に説明し、かつ、理解を得るように努めなければならない。
- (2) 土地開発等に起因して生じた第三者との紛争は、すべて土地開発者の責任において解決するものとする。
- (3) 土地開発者は、土地開発に関する工事に起因する災害及び公害の防止並びに住民の生命並びに財産の保全に最大の努力を払わなければならない。
- (4) 土地開発に伴い、土地開発者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害は、土地開発者自らの責任と負担において遅滞なくその復旧又は損害の補

償をしなければならない。

- (5) 土地開発者は、土地開発を中止し、又は廃止しようとするときは、既に施工された工事によって災害が発生し、又は開発区域内及びその周辺の土地利用に支障が生じないよう適切な措置を講じなければならない。
- (6) 土地開発者は、土地開発を行う場合、あらかじめ埋蔵文化財の確認のため、観光文化スポーツ部文化財保護課の指示（試掘調査等）を受けるものとする。
- (7) 土地開発者は、土地開発に伴い埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに観光文化スポーツ部文化財保護課に届け出てその指示を受けること。
- (8) 土地開発者は、土地開発によって影響を受ける土地開発周辺の公共施設を整備しなければならない。

（公共又は公益施設の帰属及び管理引継ぎ）

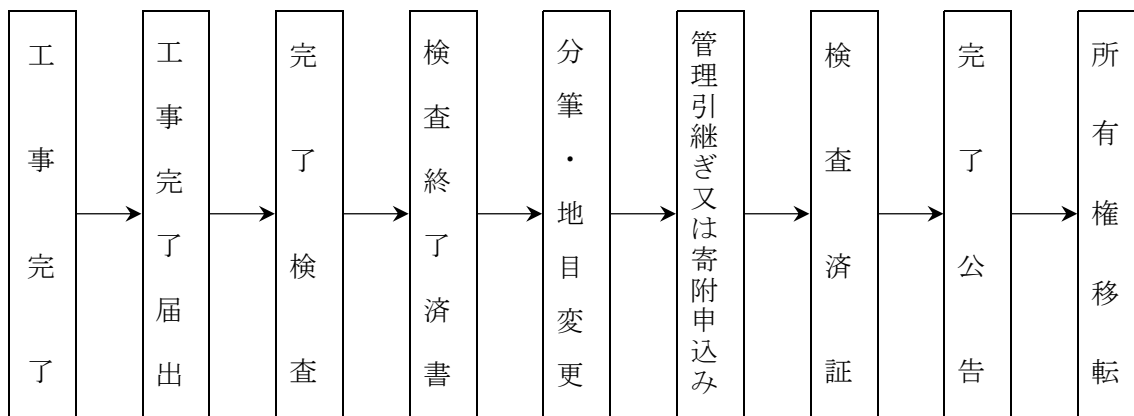
第5条 公共又は公益施設の用に供する土地で管理予定者との協議経過書に基づき国、県又は市の管理に属するものは、法第36条第3項に規定する公告日の翌日においてそれぞれ帰属するものとし、その他のものは管理予定者等へ寄附採納するものとする。ただし、開発行爲に該当しない土地開発により整備した公共施設の土地については、それぞれの管理者へ寄附及び管理を移管するものとし、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共又は公益施設の用に供する土地は、管理引継申請又は寄附申込み時点までに、帰属及び管理引継ぎの妨げとなるすべての権利（所有権を除く。）が抹消されていること。
- (2) 公共又は公益施設の用に供する土地の境界は、境界標等で明確に表示されていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、帰属に関し必要な事項が整備されていること。

2 公共又は公益施設の管理引継ぎは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土地開発により設置される公共又は公益施設は、法第32条の管理予定者との協議経過書に基づき、法第36条第3項の公告日の翌日において管理予定者の管理に属するものとする。ただし、管理予定者と別途協議する場合は、この限りでない。
- (2) 公共又は公益施設の管理引継ぎに当たり、その施設の確認を各管理予定者が行うものとし、不備な箇所は、土地開発者自らの責任と負担で整備しなければならない。

3 公共又は公益施設の帰属、寄附及び管理引継ぎは、次のとおりとする。



4 公共又は公益施設の帰属、寄附及び管理引継ぎに関する主管課等は、次の表のとおりとする。

公共・公益施設名	主管課等	土地・施設の帰属等	施設の管理引継
道路	建設部土木課、美川支所総務課、鶴来支所総務課	白山市、国土交通省（国）、石川県	白山市、国土交通省（国）、石川県、松任土地改良区その他関係する土地改良区、町内会等
公園、緑地等	建設部公園緑地課	白山市	白山市
河川、水路、調整池	建設部土木課、産業部農業振興課、美川支所総務課、鶴来支所総務課、松任土地改良区その他関係する土地改良区、手取川七ヶ用土地改良区、生産組合	白山市、国土交通省（国）、石川県、手取川七ヶ用土地改良区	白山市、国土交通省（国）、石川県、松任土地改良区その他関係する土地改良区、手取川七ヶ用土地改良区、生産組合
上水道、飲料水供給施設、営農飲雑用水施設、小規模給水施設、専用水道、簡易水道、簡易専用水道、工業用水道	上下水道部水道課、鶴来白山ろく上下水道課、簡易水道組合等	白山市、簡易水道組合等	白山市、簡易水道組合等
公共下水道、集落排水施設	上下水道部下水道課、鶴来白山ろく上下水道課	白山市	白山市
消防水利	総務部危機管理課	白山市、町内会等	白山市、町内会等
廃棄物集積所	市民生活部環境課	白山市（寄附）	町内会等地元管理

5 公共又は公益施設の帰属、寄附及び管理引継ぎに要する図書は、次の表のとおりとする。

必要図面等（右欄の○印）	管理引継	帰属	寄附採納
公図写し（確定測量図をもとに分合筆後のもの）	○	○	○
土地の登記事項証明書及び登記承諾書	○	○	○
設計図（平面図、縦横断図、構造図等）	○		
工事写真及び完成写真	○		
その他市長が必要と認めるもの	○	○	

（土地開発事前協議）

第6条 土地開発者は、法又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく申請又は届出を行う前に関係機関と協議するものとし、次に掲げる日（当該日が白山市の休日を定める条例（平成17年白山市条例第3号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その翌日）に開催される土地開発審査会の10日前の日（当該日が休日の場合は、その前日）までに、土地開発事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出するものとし、内容を変更する場合についても同様とする。ただし、本文の申請又は届出を行う日から土地開発審査会が開催される日までの間に4日以上連続する休日がある場合は、当該審査会の15日前（1月10日に開催される土地開発審査会にあっては、前年の12月20日）までに本文の事前協議書を提出するものとする。

（1） 4月から翌年1月まで 毎月10日、20日及び30日（ただし、12月30日は除く。）

（2） 2月 10日及び20日

（3） 3月 1日、10日、20日及び30日

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があった場合は土地開発審査会により審査し、その結果を土地開発事前協議指示書（様式第2号）により指示するものとする。

3 前項の規定により指示した日後2年を経過しても何ら土地の開発に着手していないときは、土地開発者は、再度、事前協議書を市長に提出し、協議するものとする。

（告示遵守の義務）

第7条 土地開発者は、この告示に定めた事項を誠実に遵守するものとし、これに従わない場合は勧告するものとする。この場合において、当該勧告に従わない場

合は、必要に応じた措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日告示第276号の7)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第99号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第106号の4)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日告示第201号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年6月4日告示第154号)

この告示は、平成24年6月5日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第124号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第137号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日告示第86号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日告示第117号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月16日告示第308号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第133号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

### 技術基準等

#### 第1 土地開発総則

##### 1 土地の区画形質の変更

- (1) 「区画の変更」とは、道路、河川、水路等の新設、廃止又は付替等により、一団の土地利用形態を変更することをいい、単なる分合筆のみを目的とした権利区画の変更は、「区画の変更」に該当しない。
- (2) 「形の変更」とは、切土又は盛土を行う造成行為をいい、本市では、次のいずれかに該当する場合は、開発行為とみなす。
  - ① 高さ1メートルを超える盛土
  - ② 高さ2メートルを超える切土
  - ③ 切土と盛土とを同時にした場合、合計高さが2メートルを超えるもの
- (3) 「質の変更」とは、宅地以外の土地を宅地とする行為及び特定工作物の用に供されていない土地を特定工作物の用に供する土地とする行為をいう。

##### 2 一体開発の取扱い

隣接する土地を開発する場合において、工事施工時期が先行のものと近接しており、かつ、開発事業者若しくは土地所有者（以下「開発事業者等」という。）のいずれかが同一である場合又は公共若しくは公益施設の一体的土地利用がある場合であって、次の各号に掲げる点から総合的に判断し、一連のものと認められるときは、先行する開発区域を含めて一体開発として取り扱う。ただし、土地区画整理事業が完了した区域において居住の用に供する住宅を建築する場合であって、土地開発者が当該住宅に係る造成工事及び公共施設の整備を行わず、単に質の変更であるときは、この限りでない。

###### (1) 工事施工時期の近接について

先行する開発行為等の完了日から3年以内に行う開発行為の場合は、近接とする。この場合において、「完了日」とは次に掲げる日をいう。

- ① 開発行為の許可の場合にあつては開発許可の完了公告日
- ② 建築基準法第42条第1号第5号に基づく道路位置指定の場合にあつては道路位置指定の公告日
- ③ その他の場合にあつては原則として農地以外の地目に登記された日等、客観的に開発行為が完了したと判断できる日

###### (2) 開発事業者等の同一性について

開発事業者等が同一又は実質的に同一であると認められる場合は、開発事業者等が同一であると判断する。この場合において、「実質的に同一」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 所在地が同一若しくは役員が重複している法人又はグループ企業等
- ② 開発許可申請を行った日前3年間の土地の所有状況を考慮し、実質的に同一であると認められる者
- ③ その他個人であるか、又は、法人であるかにかかわらず客観的に判断して同一と認められる者

###### (3) 公共又は公益施設の一体性について

先行する開発行為等で整備された公共施設（道路、排水施設等）との接続又は当該公共施設の共用等により一体性があると判断できる場合は、一体開発として取り扱う。また、既存の道路、水路等を挟んだ土地について、実質的に、先行する開発行為等と相互に密接な関連を有する土地開発であると判断できる場合は、一体開発として取り扱う。

#### (4) 土地の利用目的について

予定建築物の用途が同一である場合のほか、新規開発部分が駐車場等を目的とした土地利用であり、建築物の建築を伴わない場合であって、実質的に、先行する開発行為等と相互に密接な関連を有する土地開発であると判断できるときは、一体開発として取り扱う。

#### 3 擁壁の設置

土地開発を行う場合の官民境界沿いは、原則として開発区域側に擁壁（擁壁に土圧等の影響を受けるときは、コンクリートブロック不可）を設置すること。

#### 4 フェンス、緑地等の設置

(1) 敷地と隣接地との高低差又は敷地に隣接した大きな水路があり、転落による人的被害のおそれがあると判断される箇所には、高さ1.1メートル以上の転落防止柵を設置すること。

(2) 自己の居住の用に供する住宅の建築以外の目的で行う土地開発の場合には、敷地周辺の出入口以外の箇所に、フェンス、緑地等を設置すること。

## 第2 道路

### 1 道路計画

(1) 開発区域内における道路計画は、国、県並びに市の道路計画に適合し発生交通量、居住者の動向等を考慮して円滑な道路交通を確保するとともに、開発区域の面積に応じて次の各号に掲げる道路のうちから適切に配置するものとする。道路の配置に当たっては、居住者の安全及び周辺環境を害することがないように配慮し、取付道路は、区域内外の地形及び周辺道路の状況を勘案して必要な場合は複数の配置を行うものとする。

① 住区幹線街路 開発区域の骨格となるもので近隣住区を形成する街路及び住区内の主要街路

② 区画幹線街路 近隣住区内の交通の用に供し、住区幹線街路相互間を連絡する道路をいう。

③ 区画街路 開発区域の区画を形成し、画地の交通の用に供する道路をいう。

④ 歩行者専用道、自転車専用道及び自転車歩行車道 専ら歩行及び自転車の通行の用に供する道路をいう。

(2) 住区幹線街路は、開発区域内の各敷地からおおむね250メートル以内に配置されるよう計画するものとする。

(3) 区画幹線街路は、開発区域内の各敷地からおおむね120メートル以内に配置されるよう計画するものとする。

(4) 都市計画道路が開発区域内を通る場合は、開発区域内の道路との接続を最小限にとどめるものとする。

(5) 主として住宅建築の用に供する目的で行う開発行為の開発区域内の主要道路は、開発区域外の幅員6メートル以上の道路、その他の開発行為では幅員9メートル以上の道路に接続することを原則とし、開発区域周辺の道路の状況により、やむを得ないと認められるときは、小規模の開発行為に限り4メートル以上の道路に接続することができるものとする。

(6) 開発区域が幅員1.5メートル以上6メートル未満の道路に接する場合は、道路整備計画等があるときを除き、原則としてその道路の中心線より3メートル以上後退して道路を築造するものとし、後退した用地は、公共用地として市へ帰属等するものとする。また、幅員6メートル以上で道路側溝の未整備な道路に接する場合は、道路側に道路側溝を整備するものとする。



## 2 道路構造

- (1) 道路の構造は、市道にあつては白山市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年白山市条例第49号）によるものとし、国道及び県道にあつてはそれぞれの道路管理者が定める基準によるものとする。
- (2) 道路の標準的な断面は、道路標準断面図（別図）によるものとする。ただし、周辺の状況等により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) 開発区域内に設置する道路の幅員は、開発区域の規模、その道路の種類に応じて次の表を標準とする。ただし、市長が住宅密集地であると認めた場合は、この限りでない。

道路種別道路幅員

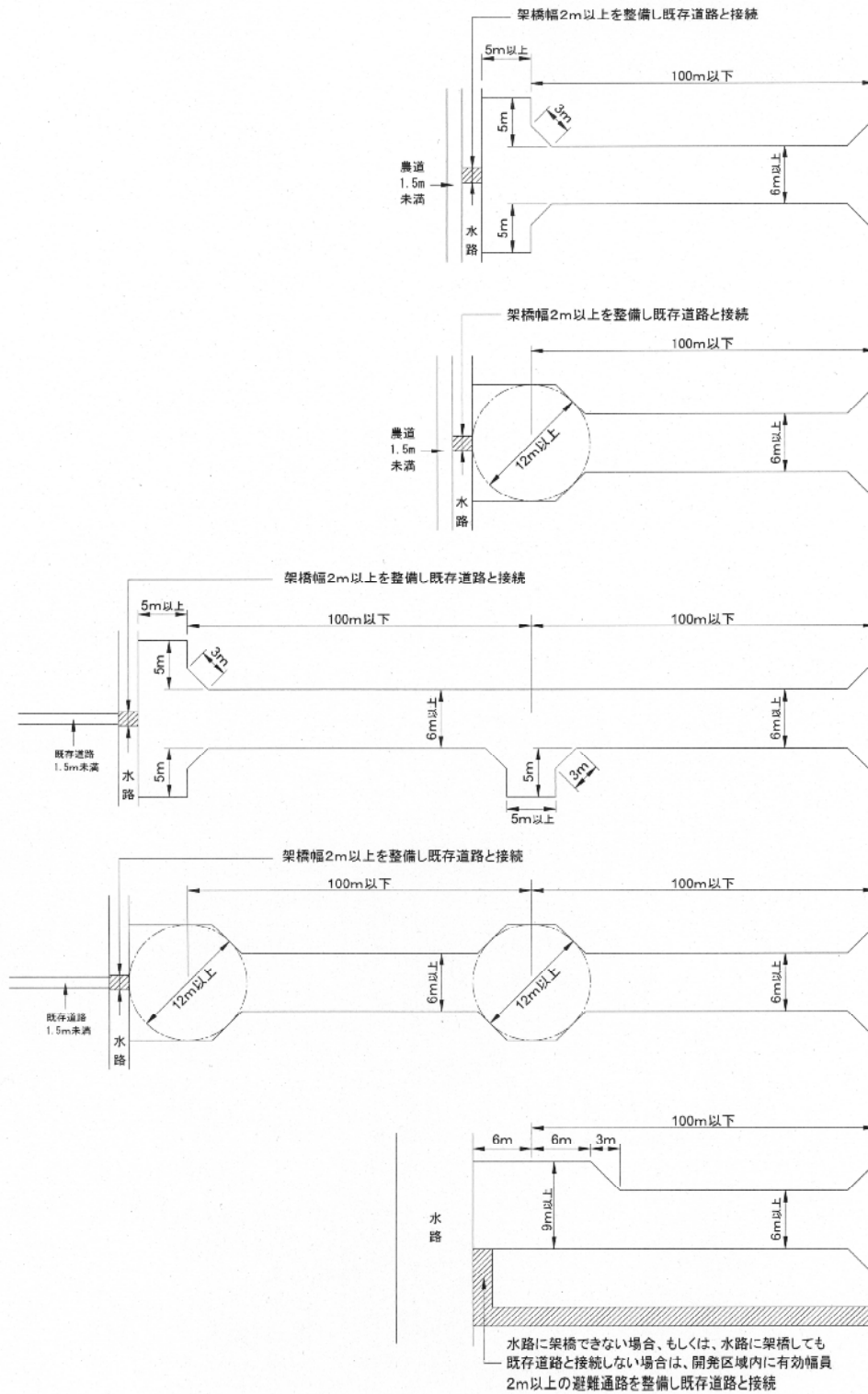
道 路 種 別	幅 員
住区幹線街路	12m以上
区画幹線街路	9 m以上
区画街路	6 m以上

- (4) 道路幅員構成については、道路幅員6メートル以上、有効幅員5メートル以上を確保すること。
- (5) 既設道路に0.75メートルを超える水路等が接する既設道路側の土地開発は、その道路に接する水路等側より6メートルを確保して側溝を設置するものとする。また、既設道路の両側に水路がある場合は、有効幅員5メートル以上を確保すること。

## 3 道路形態

- (1) 道路は、通り抜けできる形態とし、袋路状としないこと。ただし、0.3ヘクタール未満の開発行為については、道路の延伸が著しく困難で、避難上及び車両通行上支障がないと認められる場合かつ次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ① 当該道路の延長又は当該道路と他の道路との接続が明確な場合で、避難上支障がない場合
  - ② 道路が区域の終端まで達しており、自動車の転回が可能な広場が道路の終点及び当該道路の区間100メートル以内ごとに設けられ、かつ、避難通路が設けられている場合（転回広場の形状は次の転回広場形状図を基準とする。）

転回広場形状図（縮尺：フリー）



- ※ 避難通路の幅員は、2メートル以上とし、建築基準法第42条第1項各号・第2項に規定する道路若しくは幅員75センチメートル以上の避難上有効な農道若しくは溝畔に接続すること。
- ※ 架橋により既存道路と接続できない場合には、開発区域内に有効幅員2メートルの避難通路を整備すること。
- ※ 避難通路と接続する農道若しくは溝畔との間に高低差がある場合には、開発区域内で段差の解消を図る施設（階段・スロープをいう。）の設置を行うこと。

- (2) 道路は階段状でないものとする。
- (3) 道路を同一平面で5以上交差させないこと。
- (4) 道路に敷設される側溝は耐久性の高い強固なものを使用すること。また、側溝水路がサイフォン、架樋となる構造は避けること。

#### 4 平面線形

- (1) 主要な道路の線形は滑らかな形状とし、曲線は適切な長さをとるものとする。
- (2) S字曲線間には、適切な緩和区間を設けるものとする。
- (3) 曲線部には、必要に応じ片勾配を付け拡幅するとともに、前後に緩和区間を設けること。

#### 5 縦断線形

- (1) 道路の縦断勾配は、道路の種別に応じて、次に掲げる値を標準とする。ただし、地形等によりやむをえないと認められ、かつ、交通安全上支障がない場合には、小区間に限り緩和値を加えた値以下とすることができる。
  - ① 住区幹線街路（縦断勾配）6パーセント以下（緩和値）2パーセント
  - ② 区画幹線街路（縦断勾配）7パーセント以下（緩和値）2パーセント
  - ③ 区画街路（縦断勾配）9パーセント以下（緩和値）2パーセント
- (2) 流水勾配の最小値0.3パーセント以上とすること。
- (3) 縦断勾配変換点には、所要の縦断曲線を設けること。
- (4) 主要な道路の縦断線形は小区間で勾配を変化させないこと。
- (5) 縦断線形の頂部及び底部には、小半径の平面曲線を入れてはならない。
- (6) 平面線形で曲線半径が小半径の区間では、緩やかな縦断勾配にすること。
- (7) 主要な道路がその他の道路と接続する場合は、主要な道路の縦断勾配を変化させないこと。
- (8) 道路の取付部分については、主要な道路の場合10メートル、区画街路の場合5メートル程度の水平区間を設けて接続させること。
- (9) 縦断勾配の制限長は、次に掲げる値を標準とする。
  - ① 縦断勾配4パーセントを超え6パーセント以下（制限長）500メートル
  - ② 縦断勾配6パーセントを超え7パーセント以下（制限長）300メートル
  - ③ 縦断勾配7パーセントを超え9パーセント以下（制限長）200メートル
  - ④ 縦断勾配9パーセントを超え11パーセント以下（制限長）100メートル

#### 6 交差

- (1) 道路の平面交差は直角又は直角に近い角度とすること。
- (2) 交差部は次の表（隅切長は斜長）を標準に隅切を設けることとする。なお曲線による隅切及び片側のみの場合の隅切長については、別途道路管理予定者と協議するものとする。

接続道路幅員 m 計画道路幅員 m	16	12	9	6	4
16	10 8 6				
12	8 6 5	8 6 5			
9	6 5 4	6 5 4	6 5 4		
6	5 4 3	5 4 3	5 4 3	5 4 3	
4	4 3 3	4 3 3	4 3 3	4 3 3	4 3 3

上段—交差角 60° 前後の場合  
 中断—交差角 90° 前後の場合  
 下段—交差角 120° 前後の場合

#### 7 横断勾配

道路には、片勾配を付ける場合を除き次の横断勾配によるものとする。

区	分	勾	配
車	道	1.5%～2.0%	
歩	道	1.5%～2.5%	

#### 8 舗装構造

- (1) 開発区域の道路はアスファルト舗装又はこれと同等以上の強度耐久力を有する舗装とする。また、区画幹線道路以上の道路はアスファルト舗装又はコンクリート舗装とし、その他の道路はアスファルト舗装とする。
- (2) 開発区域内の道路を舗装する際の舗装厚さ等については、日本道路協会の「舗装設計施工指針」及びその他の関係基準等を標準として道路管理予定者の指示によるものとする。

#### 9 歩道・歩行者専用道等

- (1) 開発区域内の幅員9メートル以上の道路には歩道と車道が分離されていること。ただし、道路管理予定者が特に認めたものについては、この限りでない。
- (2) 歩道の幅員については、次に掲げる値を標準とする。
  - ① 道路幅員9メートル以上12メートル未満（歩道幅員）2.5メートル。
  - ② 道路幅員12メートル以上（歩道幅員）2.5メートル。ただし、通学路を兼ねる場合は別途、道路管理予定者と協議することとする。
- (3) 開発区域においては、非常時の避難路としての利用等は、円滑な通行に支障がないものであるとともに、歩行者等の利用に安全が確保されていること。
- (4) 歩行者専用道の線形、勾配及び路面構造等は、円滑な通行に支障がないものであるとともに、歩行者等の利用に安全が確保されていること。

## 10 道路構造物

- (1) 開発行為により設置される道路は、開発区域の規模及び地形の状況等に応じて必要と認められる箇所に、道路構造物を開発行為者の負担により設置するものとする。この場合、施設の設置位置等については別途道路管理予定者と協議の上決定するものとする。
- (2) 道路には雨水等を有効に排水するための側溝、街渠その他適当な施設を設けること。この場合において、道路横断箇所は、原則として自由勾配側溝（横断型）とし、道路に蓋がけの側溝を整備するときは、道路管理予定者と協議の上、管理のためのグレーチング（耳掛けタイプ不可）を設置すること。
- (3) 道路には主要構造物の保護及び車道の有効な利用を確保するため、その道路の幅員内の両側に路肩を設けること。
- (4) 夜間における交通の安全及び円滑化のため、既設道路と住区幹線街路の交差点、また9メートル以下の道路の交差点等で必要がある場合のほか、自己の居住の用に供する住宅の建築以外の目的で行う土地開発の場合は、原則として道路管理予定者及び町内会との協議に基づいて照明施設を設置すること。
- (5) 交通の円滑化及び安全とともに、事故の防止等を図るため、道路管理予定者と協議の上道路標識や路面表示による区画線を設置すること。
- (6) 道路屈曲部又は交差点等の見通しの悪い箇所等には、カーブミラーを設置すること。
- (7) 道路が部分的に拡幅された箇所又は袋路状の道路の終端部分等には、危険を防止するためデリネーター（視線誘導標）又は車止め施設等を設置すること。
- (8) 照明施設及び電力供給用の電力線柱等の建柱位置は原則として宅地内とする。ただし、現地の地形等により建柱に支障があるときは、交通上支障がない位置に建柱するものとし、その位置については道路予定管理者と協議するものとする。
- (9) 歩道を有する道路では、地下埋設物は原則として歩道に埋設すること。
- (10) 道路とその他施設との境界を明示するため、境界杭等を変化点及び20メートルごとに設置するものとする。

## 第3 公園

### 1 公園の設置基準

- (1) 公園の設置計画に当たっては、市民の日常の利用を考慮し、災害及び公害の防止、環境の改善、都市景観の増進等の観点に立ち、適正に計画するものとする。ただし、市が開発区域周辺で相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合若しくは設置を予定（予算措置等）している場合であって、市が特に必要でないとき認めるときは、この限りでない。
- (2) 公園の位置は、機能を有効にかつ安全に発揮できるよう公園の種別に応じて選定すること。
- (3) 公園の形状は、原則として正方形、長方形等で著しく狭長又は屈曲することなく、平坦であること。
- (4) 公園の面積は、開発区域の面積から算出した公園面積が150平方メートルに満たないときは、150平方メートル以上とすること。
- (5) 公園は、原則として高圧送電線の下土地及び高圧電線塔の敷地に設けてはならない。
- (6) 公園内に原則として廃棄物集積所を設けないものとする。

### 2 公園に関する技術的細目

- (1) 公園の設計に当たっては、次に掲げる事項を遵守し、施行すること。
- (2) 公園の出入口は幅4メートル以上を取り、車止め（抜き差し用）を設置すること。また、公園と道路とに段差があるときは、スロープ等を設けて高齢者及び身体障害者等への配慮を行うこと。
- (3) 公園には雨水等を有効に排出するための適切な施設を設置すること。
- (4) 公園を調整池の機能と併用する場合は、浸水しない敷地部分を設け、それと併せ一つの公園として利用するものとし、浸水する区域の面積は浸水しない区域の面積を超えてはならない。ただし、敷地面積が300平方メートル以下の公園においては、浸水しない部分の面積を150平方メートル以上とすること。また、浸水する区域は、運動広場等で利用し、植栽、遊具等の施設は浸水しない区域に設けること。浸水する区域の浸水深さは30センチメートル以下とし、形状に関しては公園管理予定者と協議すること。
- (5) 公園との境界にあつてはフェンス（布基礎とする。）又は生け垣を、敷地の境界にあつては境界標を設置すること。
- (6) 公園の緑化面積率（樹木、草花、芝等により緑化される土地の面積の敷地面積に対する割合）は、20パーセント以上とすること。
- (7) 植栽については、緑陰と防風を考慮し、樹種の選定、植え支柱方法等を公園管理予定者と協議すること。

### 3 公園施設の設置基準

- (1) 公園に設置する遊戯施設等は、次の表を基準とする。

施設の種類	公 園 面 積 （該当施設○印）			
	300㎡未満	300㎡～500㎡未満	500㎡～2,000㎡未満	2,000㎡以上
フェンス等	○	○	○	○
車止施設	○	○	○	○
遊具施設	○（2点以上）	○（3点以上）	○（4点以上）	○（5点以上）
ベンチ	○	○	○	○
植栽	○	○	○	○
園名板等	○	○	○	○
門柱	—	—	○	○
照明灯	—	—	○	○
パーゴラ等	—	—	—	○
水飲み場	—	○	○	○
自転車置場	—	—	○	○
その他	○	○	○	○

※トイレ設置については別途協議要

- (2) 遊戯施設は、一般社団法人日本公園施設業協会の認定を受けた製品又は公園管理予定者が認めたものとし、事前にカタログ等で協議すること。また、すべり台、ブランコ等の降り口には、セフティーラバーマットを設置すること。
- (3) フェンスは高さ1メートル以上とし、製品は亜鉛引き着色塗装のデザインフェ

ンス又はステンレス製とする。

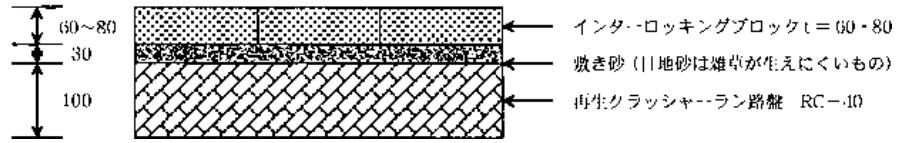
(4) 公園の舗装は次のとおりとし、公園内舗装標準断面図に従って施工するものとする。なお、別途製品を使用する場合は公園管理予定者と協議すること。

- ・インターロッキングブロック舗装・平板コンクリート舗装
- ・自然石舗装・小舗石舗装・クレイ舗装・芝生舗装

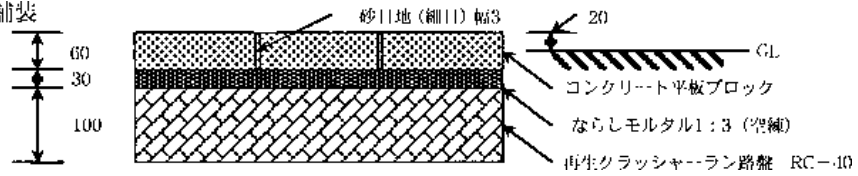
(5) 電力供給用の電力線柱等の建柱位置は原則として宅地内とする。ただし、現地の地形等により建柱に支障があるときは、安全上支障がない位置に建柱するものとし、その位置については、公園管理者と協議するものとする。

公園内舗装標準断面図 (単位mm)

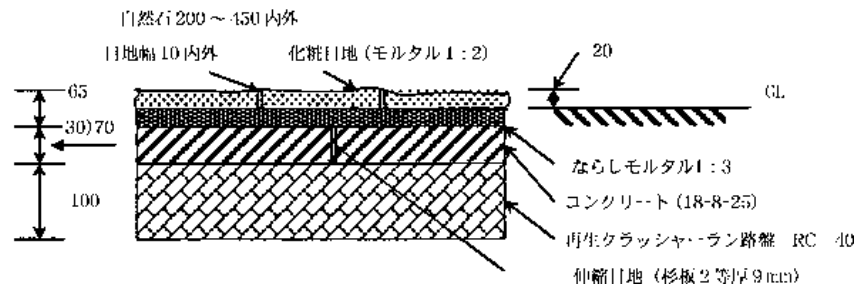
・インターロッキングブロック舗装



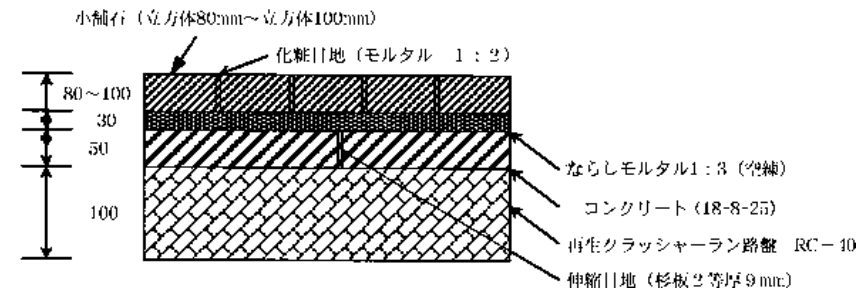
・平板コンクリート舗装



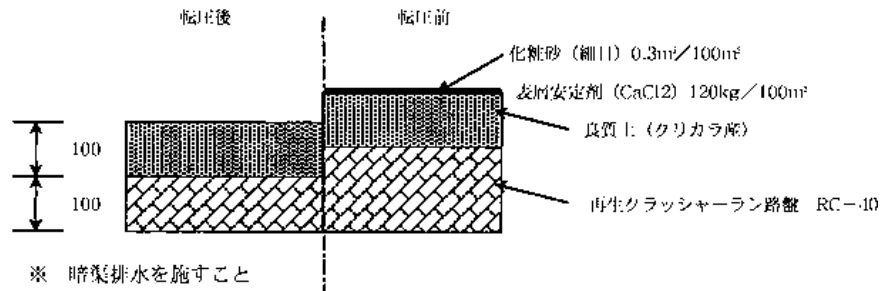
・自然石舗装



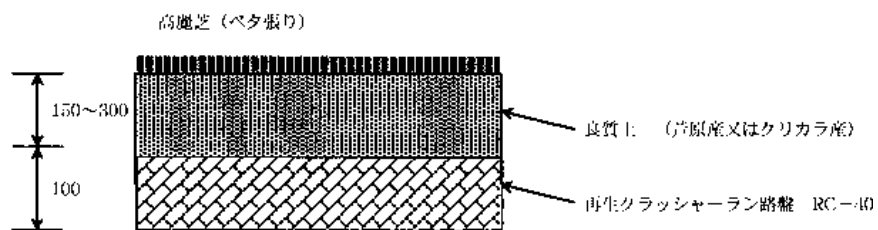
・小舗石舗装



・クレイ舗装



・芝生舗装



※ 暗渠排水を施すこと

※ 法面等勾配が強い場合は滑落を考慮すること

4 公園台帳

都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第17条及び都市公園法施行規則 (昭和31年建設)



省令第30号) 第10条の規定に準じ、公園台帳を作成し、紙及び電子データで提出するものとする。添付する図書は次のとおりとする。

- ① 求積図
- ② 平面図
- ③ 施設平面図
- ④ 埋設物平面図〔電気、水道〕
- ⑤ 植栽平面図
- ⑥ 公園台帳調書（A4横書き）
- ⑦ その他必要な資料

#### 5 移管

土地開発により設けられた公園等の用地及び施設は、市へ帰属するものとする。ただし、移管の日より1年間は開発行為者の責務により補修管理を行うものとする。

#### 6 開発行為者による自己管理の緑地等

- (1) 自己管理による緑地等の整備については、事前に市長と協議すること。
- (2) 整備された緑地等は、原則として分筆し、地目を雑種地で登記すること。
- (3) 緑地等との境界にあっては境界ブロック等を、敷地の境界にあっては境界標を設置すること。

### 第4 雨水排水

#### 1 雨水排水計画

土地開発者は雨水排水施設の計画に当たり、開発区域周辺及び上・下流流域の現況を調査し、溢水等の被害が生ずることのないように計画するものとする。

#### 2 水路形態

水路は適正な水路形態を確保するとともに、流水阻害のないように配慮するものとする。

#### 3 雨水排水基準

- (1) 土地開発者は開発区域の面積に応じて、次の各号により雨水排水計画を行うものとする。
- (2) 土地開発の面積が1ヘクタール以上の場合は、石川県の「雨水排水協議基準」及び「調整池設置要領」によること。
- (3) 土地開発の面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合は、「白山市小規模開発雨水排水協議基準」によるものとし、当該雨水排水施設は、河川その他公共の用に供している排水施設の管理者の指示に従い、放流先の能力、周辺の状況等を考慮し設置するものとする。

#### 4 構造

土地開発等により設置される水路及び調整池等は、堅固で耐久力を有するものとし、原則として現場打ちコンクリート構造とするものとする。ただし、管理者と協議し二次製品を使用する場合は、この限りでない。

#### 5 維持管理

- (1) 土地開発等により設置される雨水排水施設の維持管理は、施設が管理引継されるまでの期間は、土地開発者の責任において維持管理を行うこと。
- (2) 個人施設として設置される雨水排水施設は、開発行為者の責任で維持管理を行うこと。

### 第5 給水施設

#### 1 給水計画

- (1) 開発区域には、開発区域の規模、居住予定人口、予定建築物の用途、敷地の規模及び配置等を勘案して、白山市水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議の上、当該開発区域において想定される需要を満たすことができる能力及び給水施

設を設置すること。

- (2) 開発区域が、白山市水道事業の給水区域内である場合は、原則として管理者の設置する水道施設から受けることとし、給水区域外にある場合は新たな水道施設を設けるほか、他水道施設からの給水を受ける場合はその管理者と協議するものとする。

## 2 給水施設

- (1) 白山市の水道施設から給水を受ける場合の給水施設は、白山市水道事業給水条例（平成17年白山市条例第206号）に基づき設置すること。
- (2) 営農飲雑用水施設から給水を受ける場合の給水施設は、白山市営農飲雑用水施設条例（平成17年白山市条例第150号）に基づき設置すること。
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づく新たな水道事業を営営する場合は、事業許可が必要であり事前に上下水道部水道課又は鶴来上下水道センターと協議すること。

## 第6 下水道

### 1 下水道の協議等

- (1) 土地開発者は、開発区域が下水道（公共下水道、農業集落排水施設）の処理区域内である場合は、下水道管理者と協議するものとする。
- (2) 協議事務分担 公共下水道、農業集落排水施設に接続する場合は、上下水道部下水道課又は鶴来上下水道センターと協議すること。

## 第7 農業用施設

### 1 農業用施設等の協議等

農道の使用及び農業用排水路等に雨水、浄化槽の処理水等を放流する場合は、管理者及び地元生産組合と協議するものとする。

### 2 農業用施設等の設置

- (1) 開発区域内に隣接する農道及び農業用排水路の設置については、開発区域周辺の農地へのかんがい用水・排水及びその他耕作上支障がないよう関係機関（松任土地改良区又は関係する土地改良区、手取川七ヶ用水土地改良区、地元生産組合等）と協議し計画すること。
- (2) 区域内及び隣接する用排水路は、コンクリート構造とすること。
- (3) 区域に隣接する農道及び溝畔等は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装とすること。
- (4) 水路に橋梁等を新設する場合は、通水断面を確保するとともに維持管理の容易な構造とすること。
- (5) 区域に隣接するかんがい排水路には、安全柵（フェンス等）を設置すること。
- (6) 水路には、管理に必要な敷地を確保すること。

## 第8 廃棄物集積所

### 1 廃棄物集積所の協議等

- (1) 土地開発者は、開発行為後、開発区域で廃棄物が大量に排出されることが予想される、戸数が8戸以上の共同住宅等又は0.3ヘクタール以上の開発行為については、廃棄物の集積所の設置について、市民生活部環境課と協議すること。
- (2) 共同住宅等の廃棄物集積所の場合
  - ① 施設の設置位置は、廃棄物の収集に支障を及ぼさないよう道路に面した位置とする。
  - ② 施設の規模は、廃棄物が十分に保管できるものとする。
  - ③ 施設の構造は、鳥害等の対策を講じたものとする。
- (3) 住宅団地の廃棄物集積所の場合

- ① 施設の用地は、市に寄附するものとする。
- ② 施設の規模は、廃棄物が十分保管できるものとする。
- ③ 施設構造は、鳥害等の対策を講じ施錠できるものとし、敷地内に施設を清掃するための水道施設を整備するものとする。
- (4) その他の開発計画に伴う廃棄物集積所の場合、共同住宅等及び住宅団地以外の開発計画については、別途協議をするものとする。

## 第9 消防施設

### 1 消防水利

- (1) 土地開発者は、開発区域の規模、地形の状況、居住予定人口及び予定建築物の用途並びに周辺の状況等を勘案して、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定める消防水利を設置しなければならない。
- (2) 開発区域内に設置する消防水利の種類は、防火水槽、消火栓、プール、河川等とする。ただし、河川にあっては年間を通じて常時消防車が取水可能な水量でなければならない。
- (3) 震災及び水道施設の故障等を考慮し、防火水槽など消火栓以外の消防水利を設置しなければならない。
- (4) 開発区域内に設ける防火水槽は、耐震性貯水槽とし、その容量は40立法メートル以上とする。
- (5) 土地開発者は、消防水利の位置及び構造並びに工事の施工について事前に総務部危機管理課及び消防本部と協議の上、設置しなければならない。
- (6) 土地開発者より事前協議を受けた総務部危機管理課及び消防本部は、別に定める「白山野々市広域消防本部消防水利維持管理等要綱（平成17年9月1日施行）」により協議すること。
- (7) 消防水利に設ける標識は、「消防水利の標識について」（昭和45年8月19日消防庁第422号）に定める水利標識を両方向から認識可能な両面に取り付けること。

### 2 はしご付き消防自動車の進入路及び消防活動空地

開発行為区域内に中高層建築物（4階建て又は高さが10メートルを超える建築物）を建設する場合は、はしご付き消防自動車が進入可能な進入路及び十分な地盤を有する常時消防活動可能な空地を設けること。

### 3 工事の届出

土地開発者は、消防施設に係る工事の設置及び竣工の届出を市長に提出し、検査を受けなければならない。

## 第10 住区の構成

### 1 住区の構成

開発区域は、区域の規模及び周辺の実情に応じて、機能的な住区を構成するように計画する。

### 2 街区の規模

戸建住宅の街区は、住区の状況を考慮して配置し、長辺はおおむね80メートルから120メートル、短辺はおおむね30メートルから50メートルとし、14画地から35画地を標準とする。

### 3 画地

1画地の最小面積は、次の表の左欄に掲げる用途地域、区域等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積とする。

用途地域、区域等	面積
都市計画区域のうち次に掲げる用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%容積率60%及び建ぺい率30%容積率50%の区域以外の区域） 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	165㎡
都市計画区域のうち次に掲げる用途地域及び区域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%容積率60%及び建ぺい率30%容積率50%の区域） 工業専用地域 指定のない区域	200㎡
都市計画区域以外の区域	200㎡
白山市開発許可等の基準に関する条例（平成23年白山市条例第39号）第10条第2項の規定により市長の認定を受けたまちづくり開発計画の区域	230㎡

備考 この表の規定は、地区計画区域には適用しない。

#### 4 路地状敷地

路地状敷地となる形状は、極力避けること。ただし、やむを得ず路地状敷地としなければならない場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 隣接する路地状部分は、2区画までとし、地目を宅地で登記すること。
- (2) 前項の表に規定する1画地の面積は、路地状敷地の面積から路地状部分の面積を除いた面積とすること。
- (3) 擁壁、境界ブロック等を設置し、敷地の境界を明確にすること。
- (4) 路地状部分を分筆しないこと。
- (5) 路地状部分の幅員は2.5メートル以上とすること。

#### 第11 駐車場

##### 1 総則

- (1) 駐車場については、出入口を限定し、道路の隅切部分並びに交差点及び横断歩道付近に設けないこととし、出入口以外の部分には、フェンス等を設置すること。ただし、道路から直接入出庫するハーモニカ状の駐車場を設けることがやむを得ないと認められる場合は、道路管理者と別途協議の上、駐車スペースから道路境界線までの距離を、原則として0.5メートル以上確保すること。
- (2) 車両が敷地からはみ出さないように車止め等を設置すること。
- (3) 1台分の駐車スペースの広さは、原則として幅2.3メートル以上かつ奥行5.5メートル以上（駐車スペースを軽自動車専用とする場合にあっては、幅2.1メートル以上

かつ奥行4.5メートル以上)とする。なお、駐車スペースを軽自動車専用とする場合は、その旨を表示すること。

## 2 共同住宅等の駐車場

共同住宅等（共同住宅、長屋住宅及び寄宿舎をいう。以下同じ。）の建設の計画については、法令及び条例等に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅等の建設に伴い、その敷地に整備しなければならない駐車場の台数（以下「要整備駐車台数」という。）は、原則として1戸当たり1台以上とする。ただし、共同住宅等を近隣商業地域内に建設する場合にあっては1戸当たり0.9台以上とし、商業地域内に建設する場合にあっては1戸当たり0.8台以上とすることができる。
- (2) 前号の場合において、ワンルーム形式で、1戸当たりの居住部分（サンルーム部分を含み、共用部分及びバルコニー部分を除く。）の面積が25平方メートル未満のものに係る駐車場の台数の算定においては、2戸の住戸を1戸の住戸とみなす。
- (3) 建設しようとする共同住宅等の敷地内で必要整備駐車台数を確保できないときは、要整備駐車台数の10分の3を限度として、当該敷地から500メートル以内の場所に駐車場を整備することができる。
- (4) 軽自動車専用の駐車スペースとすることができる駐車場の台数の割合は、要整備駐車台数の5分の1以下とする。
- (5) 共同住宅等の建設に伴い、その敷地に整備しなければならない駐輪場の台数は、1戸当たり1台以上とする。

## 第12 地区計画

市街化区域で3,000平方メートル以上の土地開発をする場合においては、地区計画の指定について建設部都市計画課と協議すること。

年 月 日

土地開発事前協議書

（宛先）白山市長

（土地開発者） 住所  
氏名  
電話  
（代理人） 住所  
氏名  
電話

印

次の土地開発について、白山市土地開発指導要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて提出いたします。

土地開発の名称	
土地開発の位置	白山市
土地開発の面積	m <sup>2</sup>
土地開発の目的	( 区画、 棟、 戸数、 駐車場 区画)
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日
※受理年月日	年 月 日
※受理番号	建住 第 号

※印欄は、記入しないでください。

◎土地開発の目的欄には、分譲宅地は区画数、共同住宅は棟数、戸数及び駐車場区画数を記入してください。

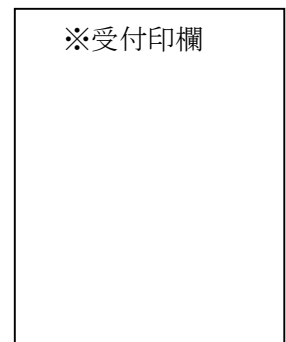
◎土地開発の目的が工場、店舗等の場合は、業種を記入してください。

◎提出先：建設部建築住宅課 提出部数：1部（次の添付書類を含む。）

添付書類

- ・位置図 1/2,500～1/3,000
- ・地積図（公図）
- ・造成計画平面図 1/500～1/100  
（建物がある場合は建物、駐車場がある場合はその配置、乗入箇所を記入）
- ・造成計画断面・構造図（擁壁等） 1/50～1/100
- ・排水施設計画平面図、給水施設計画平面図 1/500～1/100  
（自己住宅の目的で行う開発行為にあつては、給水施設計画平面図は除く。）
- ・現況写真
- ・その他関係図面：必要に応じ添付
- ・市街化調整区域内の場合は理由書（土地利用の理由を記入）

※受付印欄



第 号  
年 月 日

様

白山市長

印

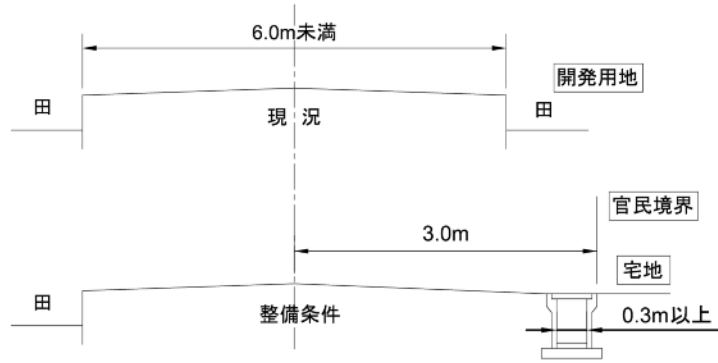
土地開発事前協議指示書

年 月 日付けで提出のありました土地開発事前協議書（受理番号 号）  
について、審査しましたので白山市土地開発指導要綱第6条第2項の規定により、次のと  
おり土地開発事前協議を指示します。

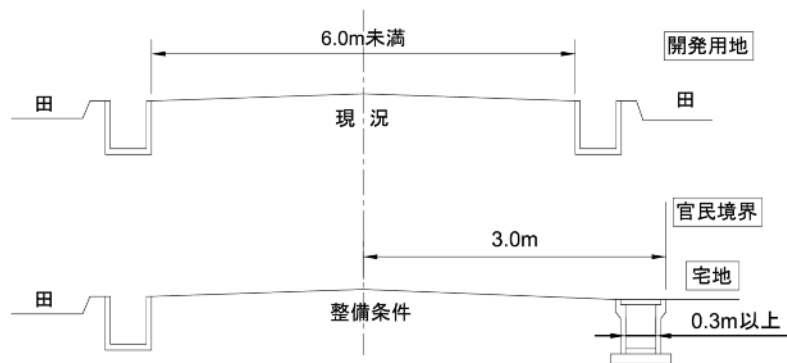
指示書番号	
土地開発の目的	
土地開発の位置	
土地開発の面積	
協議内容及び 担当課	

# 道路整備標準図

## 例 1

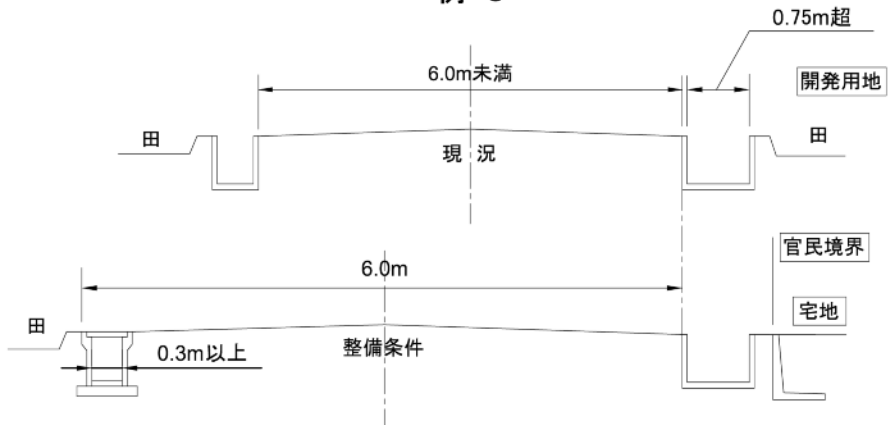


## 例 2



※ただし、土地区画整理事業の施行された土地の区域内については、この限りではない。

## 例 3





## 資料

### 白山市小規模開発雨水排水協議基準

#### (趣旨)

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為や、その他の法令に基づく土地開発について、当該法令を遵守するとともに、公共の流水を適正に管理し水害を防止するため、この基準の定めるところにより指導するものとする。

#### 第1章 基本方針

##### (雨水排水の原則)

第1条 宅地開発等の開発事業者は、開発区域周辺及び下流流域に溢水等の被害の生ずるおそれがある場合は、開発事業者の負担において必要な雨水排水対策工事を行わなければならない。

2 前項の「宅地開発等」とは、従来の土地区画形質の変更等により、雨水の流出が増大するすべての行為をいう。

3 第1項の「雨水排水対策工事」(以下「対策工事」という。)とは、河川改修又は排水機場若しくは調整池の設置をいい、必要な対策工事は流域の状況を考慮して市が別途指示するものとする。

4 本協議基準は、白山市内の都市計画区域内で一団の開発区域の面積が0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の宅地開発等に適用する。また、同一の開発行為者が、一つの地域において隣接して宅地開発等を行う場合においては、それらを合わせた規模で本基準を適用する。

##### (河川工事完成前の開発の禁止)

第2条 開発事業者は、前条の対策工事が完成した後でなければ、宅地開発等に着手してはならない。ただし、別に対策工事が完成するまでの暫定調整池を設置する場合は、この限りでない。

##### (工事の実施主体)

第3条 対策工事は、原則として開発事業者が実施するものとする。ただし、河川管理者等が改修工事を現に実施している河川については、別途協議する。

2 雨水排水対策の調査、計画、検討は、白山市等の指示により開発事業者が実施するものとする。

#### 第2章 河川改修、排水機場の設置

##### (計画規模、範囲)

第4条 河川改修は、計画降雨に対し、溢水等の被害を生ずるおそれがないと認められる地点まで、排水機場は同降雨に対し、溢水しない量の規模で、それぞれ実施するものとする。

第5条 計画降雨規模は、原則として年超過確率10分の1(ただし、合併前の美川町の地域にかかるものについては7分の1)以上とする。

2 流出量の算出は合理式によるものとし、洪水到達時間内降雨強度は、確率雨量強度式(金沢地方気象台記録)で算出するものとする。

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A \times K$$

Q : ピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )

C : 流出係数

急峻な山地	0.80
起伏のある土地及び樹林	0.65
平坦な耕地	0.55
市街地	0.75

I : 洪水到達時間内降雨強度 ( $\text{mm}/\text{hr}$ ) =  $5,633 / (t + 33)$  (合併前の松任市、鶴来町の区域)

I :  $4,370 / (t + 28)$  (合併前の美川町の区域)

t : 洪水到達時間 (min)

ただし、対象区域の規模が小さいため  $t = 0$  とする。

A : 流域面積 (ha)

K : 地区補正係数

ただし合併前の松任市の区域	K = 1.00
合併前の美川町の区域	K = 0.98
合併前の鶴来町の区域	K = 1.07

### 第3章 調整池の設置

(計画規模)

第6条 調整池の設置に関する計画降雨規模の年超過確率は、原則として10分の1 (ただし、合併前の美川町の地域にかかるものについては7分の1) 以上とする。

(設置箇所)

第7条 調整池は、原則として開発区域内に設置するものとする。

(開発事業者の責任)

第8条 調整池の地質調査、詳細設計及び施工は、開発事業者が全責任を負うものとし、災害等により破損した場合は、開発事業者が改良復旧するものとする。また、これが原因となって第三者に被害を与えた場合には、同じく開発事業者が適切な補償の責を負うものとする。

(管理)

第9条 調整池完成後の管理については、開発事業者が責任をもって行うものとし、その際、管理者を明確にした別紙1に示す標識を設置しなければならない。また雨水排水協議には、雨水排水対策施設の維持管理体制を明確にした書類を提出するものとする。

(放流)

第10条 調整池からの放流量は、開発前の最大雨水排水量及び放流先下流の河川又は排水路の流下能力以下とする。ただし、その流下能力が比流量で  $2.5\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$  より小さい場合は、河川管理者との協議により比流量は  $2.5\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$  相当分とすることができる。

(調整容量)

第11条 調整池の調整容量は、開発前後の雨水流出量の差の最大時における1時間の流出量以上とし、必要により白山市若しくは関係する河川管理者の指示により適切な割増をするものとする。

- 2 最大時の流出係数は、第5条第2項（計画規模、範囲）に示すものを原則とする。ただし、流出抑制対策を施す場合や、開発後の土地利用の形態から特に必要な場合については別途協議するものとする。

#### 第4章 雨水排水協議

##### （雨水排水協議の手続）

第12条 開発行為者は、開発行為等を行う場合、他法令に基づく関係機関への許可申請をする前に、治水担当課と雨水排水の協議を行うものとする。

- 2 雨水排水協議に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 協議書（別記様式1）

(2) 誓約書（別記様式2）

(3) 開発計画概要書

開発計画概要を明確にした書類を添付するものとする。また、他の法令に基づく関係機関への許可関係も記入すること。

(4) 雨水排水対策計画書

ア 水理計算書

イ 構造計算書

ウ 調査資料及びその他の参考資料

(5) 写真

開発区域、懸案地点の現況写真をカラーで数枚添付すること。また、開発区域を赤で記入すること。

(6) 附属図面

ア 位置図（縮尺1/25,000～1/10,000の地形図）

開発区域の下流河川を入れ、開発区域を明示する。また、下流において流下能力が小さいと思われる橋梁下部などの懸案地点を選定して記入すること。

イ 平面図

開発前及び開発後の状況が分かる図面とする。また、開発区域及びその周辺の現況が分かる地形図で、流域界を記入すること。

ウ 開発区域現況・計画平面図（縮尺1/500程度）

現況平面図には開発区域を明示し、水路、流向及び流域界を記入すること。また、計画平面図は土地利用計画図を使用し、建物、公園、道路、進入路等を記入すること。上記、イ平面図と併用してもよい。

エ 下流懸案地点の縦横断面図（横断面縮尺1/100以上、縦断面縮尺V=1/100以上、H=適宜）

下流において懸案地点を選定した場合は、縦横断面図を1枚にまとめて記入する。また、計画図等に懸案地点の縦横断位置を記入するものとする。

オ 開発区域及びその周辺の雨水排水系統図（縮尺1/1,000程度）

雨水排水への対策の施設及び雨水排水の流れの方向を記入する。

カ その他必要な開発行為関係図

① 開発区域排水計画図（縮尺1/500）

開発区域、直接排水区域、調整池集水区域、調整池及び放流口の位置を記入

し、水路（流れの方向）を記入する。

② 開発区域横断面図（縮尺 1 / 100程度）

③ 調整池詳細図（縮尺 1 / 20～ 1 / 50）

吐口、余水口、調整池、調整池集水区域、放流口、水路（流れの方向）を記入する。

④ 面積、容量計画平面図（縮尺 1 / 500）

開発区域面積、調整池容量、直接排水区域、調整池集水区域、調整池面積等を記入する。

（その他）

第 13 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別記様式1

年 月 日

(宛先) 白山市長

申請者	住 所			
	氏名又は名称			印
	電 話 番 号	( )	—	
	担 当 者 名			
設計者	住 所			
	氏名又は名称			印
	電 話 番 号	( )	—	
	担 当 者 名			

〇〇開発に伴う雨水排水について（協議）

このことについて、別添計画書のとおり協議します。

- 1 開発行為等の名称
- 2 開発行為等の位置
- 3 開発計画の概要
- 4 関連河川名（水路名等）
- 5 雨水排水計画概要

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 白山市長

住 所  
氏名又は名称 ⑩  
電 話 番 号 ( ) —  
担 当 者 名

〇〇〇〇〇〇開発に伴う雨水排水調整池の維持管理及び責任について次の事項を誓約します。

- 1 維持管理の組織 〇〇調整池(～〇〇調整池)  
管理者 〇〇〇〇  
(附) 雨水排水調整池の土地所有権その他利用に関する権利を他に譲り渡す場合は速やかに届けるとともに、この誓約事項を当該権利者に承継すること。
- 2 維持管理の方法
  - (1) 年1回以上、調整池に異常がないことを確認する。
  - (2) 巡視は、洪水期(6月～10月)2回/月、非洪水期1回/月及び豪雨、地震時の直後に行うものとする。
  - (3) 巡回に当たっては、調整池の破損、放流施設の堆砂等を確認する。
  - (4) 出水時には、監視体制をとるものとする。
  - (5) 異常が認められたときは、速やかに所要の処置、通報を行う。
  - (6) 巡視結果は、巡視報告書に記載しておくものとする。
  - (7) 調整池には、別紙の標識を設置する。

3 責任について

雨水排水調整池の詳細設計及び施工は下記の者に行わせるものとし、これらについて〇〇〇〇(主として事業主体)が全責任をとるものとする。また、災害等により破損した場合は、同じく〇〇〇〇が改良復旧するものとする。

また、これが原因となって第三者に被害を与えた場合にも、同じく〇〇〇〇が適切な補償をします。

- (1) 詳細設計  
住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) —  
担当者
- (2) 施 工  
住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) —  
担当者

別記様式3

第 号  
年 月 日

様

白山市長

印

〇〇〇〇〇〇開発に伴う雨水排水の協議について（同意）

年 月 日付けで協議のあったこのことについては、次のとおり同意する。

1 同意条件

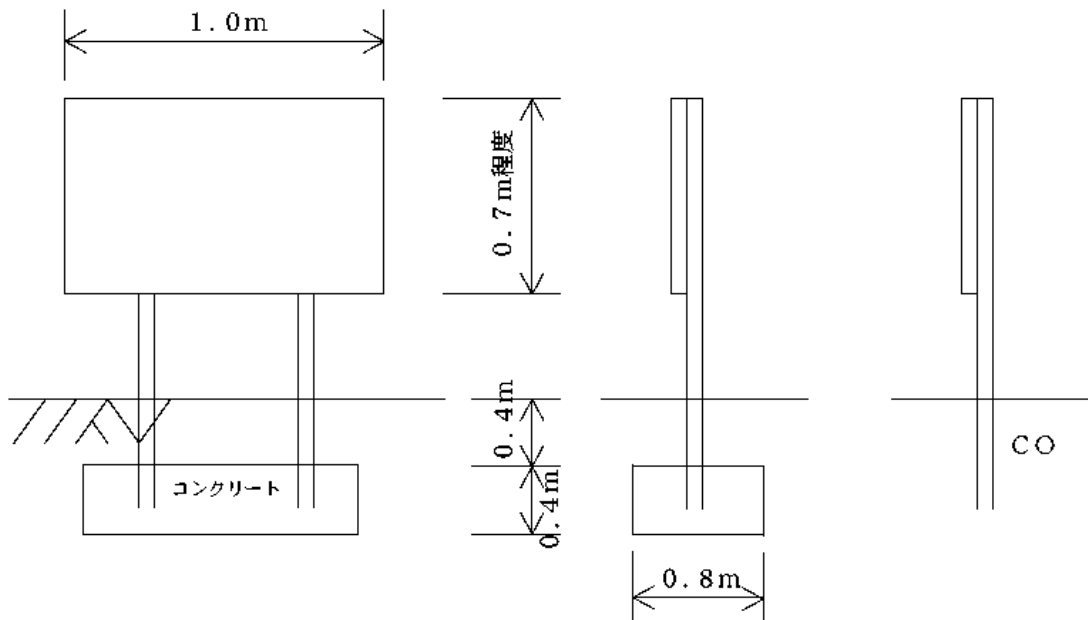
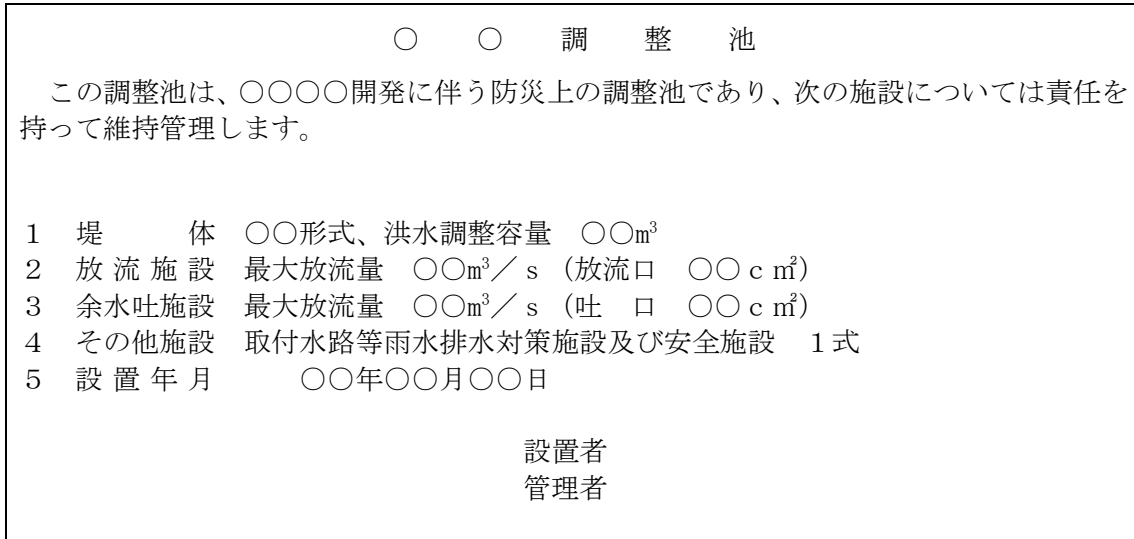
2 指示事項



別紙 1

雨水排水対策施設の維持管理体制を明確にした標識の設置について

- 1 標識の表示内容等は、下図程度とする。(寸法は参考とする。)
- 2 構造は、耐久性の良いもの(木構造をさけること。)とし、基礎は堤体本体をさけた地山又は流水に影響のないコンクリート水路の天端とする。



正 面 図

側 面 図